

年金・手当

国民年金（障害基礎年金）**身****知****精**

身体・精神・知的に障害があり、日常生活に著しい制限を受けるような状態になった20歳以上の方に年金を支給するもので、障害の程度により1級と2級の等級があります。（身体障害者手帳などの等級区分とは異なります。）

<対象者>

次の要件のすべてに当てはまる方

1. 初診日が次のいずれかにあること
 - 国民年金加入期間にあること
 - 20歳前、または、日本国内に住んでいる60歳から64歳の方で年金制度に加入していない期間にあること
 2. 障害認定日に国民年金の障害等級1・2級に該当する障害の状態にあること
 3. 初診日に一定の保険料納付要件を満たしていること
- ※20歳前に初診日がある方は、納付要件はありません。

<年金額>

- 1級 年額 1,059,125円 (R8年度)
2級 年額 847,300円 (R8年度)
加算額 18歳到達年度の末日までの間の子（障害児は20歳未満）
1人目、2人目 → 1人につき 243,800円
3人目以降 → 1人につき 81,300円

<必要書類>

- ① 障害年金裁定請求書
- ② 病歴就労状況等申立書
- ③ 診断書（所定の様式があります）
- ④ 基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類、他の年金受給中の場合その年金証書
- ⑤ マイナンバーカード

※必要書類は、請求者によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

<お問合せ>

- ・ 鶴岡年金事務所 電話 23-5040
- ・ 市役所国保年金課 電話 35-1294
- ・ 各地域庁舎地域づくり推進課

厚生年金保険(障害厚生年金・障害共済年金) 身 知 精

勤務先で厚生年金保険や共済組合に加入している間に発生した病気やけががもとで障害の状態になられた場合、障害厚生年金、障害共済年金がそれぞれ支給されます。

障害厚生年金には、1級～3級があります。年金を受けるよりも軽い障害の場合、障害手当金という制度があります。

詳しくは、厚生年金保険加入の方は各年金事務所に、共済組合加入の方はお勤め先の共済組合にお問い合わせください。

特別障害給付金 身 精

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。

<請求できる方>

国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある次の①または②に該当する方。

- ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生
 - ② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった厚生年金保険、共済組合等の加入者の配偶者
- ただし、65歳に達する前日までに当該障害状態に該当した方に限られます。
なお、障害基礎年金等を受給できる方は対象になりません。

<内容>

- 障害基礎年金1級相当に該当する方：基本月額58,650円
- 障害基礎年金2級相当に該当する方：基本月額46,920円

※本人の所得や老齢年金、遺族年金等の受給状況により支給が制限されます。

<必要書類>

- ① 特別障害給付金請求書
- ② 基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- ③ 診断書（所定の様式があります）
- ④ 病歴就労状況等申立書
- ⑤ マイナンバーカード

※必要書類は、請求者によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

<お問合せ>

- ・ 鶴岡年金事務所 電話 23-5040
- ・ 市役所国保年金課 電話 35-1294
- ・ 各地域庁舎地域づくり推進課

心身障害者扶養共済制度 **身 知 精**

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、後に残された障害のある方（者・児）に終身一定額の年金を支給する制度です。

<加入できる方(保護者の要件)>

障害のある方を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）であって、次のすべての要件を満たしている方

- （１）加入する都道府県、指定都市内に住所があること
- （２）加入時の年度の４月１日時点の年齢が６５歳未満であること
- （３）特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。

※健康状態等によってはこの制度にご加入いただけない場合があります。

- （４）障害のある方１人に対し加入できる保護者は１人であること

<障害のある方の範囲>

- （１）知的障害者
- （２）身体障害者（身体障害者手帳１級～３級所持者）
- （３）精神又は身体に永続的な障害のある方
（統合失調症、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が（１）または（２）の者と同程度と認められる方

<内容>

年金額：掛金が１口加入の方 月額 ２０，０００円
掛金が２口加入の方 月額 ４０，０００円（加入限度は２口まで）

<掛金月額（一口あたり）>

加入時年齢	35歳未満	35歳～	40歳～	45歳～	50歳～	55歳～	60歳～
掛金月額	9,300	11,400	14,300	17,300	18,800	20,700	23,300

<必要書類>

- ① 加入等申込書
- ② 住民票（申込者及び障害のある方それぞれに必要です。）
- ③ 申込者(被保険者)告知書（申込者の健康状態を告知する書類です。）
- ④ 障害のある方の障害証明書（障害の状況を確認する書類です。）
- ⑤ 年金管理者指定届書（障害のある方が年金を管理することが困難なとき）
- ⑥ その他 ①～⑤以外に書類が必要となる場合があります。

※ 加入承認日は毎月１日で、承認までに加入申し込みから１～２か月程度を要します。詳細は、「山形県心身障がい者扶養共済制度条例」「重要事項のご説明」をご確認いただいた上でご加入ください。

<申請先>

市役所福祉課（障害福祉係）、各地域庁舎地域づくり推進課

特別障害者手当 身 知 精

<受給できる方>

身体又は精神に著しく重度の障害があるため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある満20歳以上の**在宅の方**で、次のいずれにも該当している方

- ① 病院・診療所・介護老人保健施設に3ヶ月以上入院していないこと
- ② 施設（児童、老人福祉施設、身体障害者援護施設等）に入所していないこと
- ③ 本人及び扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えていないこと

<内容> 手当額 月額 30,450円

<手続きの流れ>

- ① 該当する特別障害者手当用診断書の様式をもらう。（市役所にあります）
- ② 医師の診断を受け、診断書を作成してもらう。
- ③ 必要書類を市（福祉課または各地域庁舎地域づくり推進課）に提出します。

<必要書類>

- ① 申請書 ② 診断書 ③ 障害者手帳（交付を受けている方のみ）
- ④ 前年（1～6月については、前々年）の収入額がわかる書類
（例えば、年金が振り込まれる通帳、振り込み通知書（はがき）など）
- ⑤ 本人及び配偶者、扶養義務者のマイナンバーが分かるもの
- ⑥ 来庁者の本人確認書類（運転免許証等）

※ 毎年8月に「現況届」を提出していただきます。

<申請先> 市役所福祉課（障害福祉係）
各地域庁舎地域づくり推進課

障害児福祉手当 身 知 精

<受給できる方>

在宅の重度障害児（概ね3歳以上20歳未満）で、日常生活において常時介護を必要とし、次のいずれにも該当している方。

- ① 施設（児童福祉施設、障害者支援施設等）に入所していないこと
- ② 本人及び扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えていないこと

<内容> 手当額 月額 16,560円

<手続きの流れ>

- ① 該当する障害児福祉手当用診断書の様式をもらう。（市役所にあります）
- ② 医師の診断を受け、診断書を作成してもらう。
- ③ 必要書類を市（福祉課または各地域庁舎地域づくり推進課）に提出します。

<必要書類>

- ① 申請書 ② 診断書 ③ 障害者手帳（交付を受けている方のみ）
- ④ 特別児童扶養手当を受給している方はその証書等
- ⑤ 本人及び配偶者、扶養義務者のマイナンバーが分かるもの
- ⑥ 来庁者の本人確認書類（運転免許証等）

※ 毎年8月に「現況届」を提出していただきます。

<申請先> 市役所福祉課（障害福祉係）
各地域庁舎の地域づくり推進課

特別児童扶養手当 身 知 精

＜受給できる方＞

一定の障害があると認められた20歳未満の児童を養育している父母、または父母にかわって養育している方で次の要件を満たしている方。

- ① 児童が児童福祉施設等に入所していないこと
- ② 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えていないこと
- ③ 児童が障害のために公的年金を受給していないこと

＜内容＞

手当額	1級	月額	58,450円
	2級	月額	38,930円

＜手続きの流れ＞

- ① 認定請求書を提出してください。
(所定の診断書、戸籍謄本等の添付が必要です。)
- ② 請求者名義の通帳
- ③ マイナンバーカード、運転免許証などの本人確認書類

※ 詳しくは、手続きをする際にお知らせいたします。

※ 毎年8月に「所得状況届」を提出していただきます。

＜申請先＞

子育て推進課 鶴岡市総合保健福祉センター「にこふる」2階
電話 26-0176 (内線152)
各地域庁舎地域づくり推進課